町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和3年(2021年)6月7日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例を廃止する条例

町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例(平成31年3月町田市条例第13 号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年4月 町田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後			改正前			
第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。 (1)~(64)略		第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。 (1)~(64)略 (65)学校適正規模・適正配置等審議会委員				
		(66) 略 (67) 略 (68) 略 (69) 略 (70) 略 別表(第3条関係)				
略	報酬額 略		略学校適正	名 会長	報酬額 略 <u>日額 25,50</u>	
			<u>規模・適</u> 正配置等 審議会	学識経験 者 その他委 員	0円   月額 21,70   0円   月額 10,00   0円	
略	略		略	ı	略	